

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月29日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合条例第4号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「及び次条」を「から第19条の2まで」に改める。

第19条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）

第19条の2 新型コロナウイルス感染症の影響により前条第1項の規定の適用を受ける被保険者又は連帯納付義務者については、同条第2項に定める申請書の提出期限に関する規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出した場合において、広域連合長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料を減免する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。